

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の方

■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。その場合、貸付年額を調整することができます。

全日制

【私立高校生のみ1人の子どもを扶養する世帯】

標準授業料：60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円					
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	200,000円	481,200円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	281,200円	118,800円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【私立高校生を含んで3人以上の子どもを扶養する世帯(※3)】

標準授業料：60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円					貸付対象外(※2)	240,000円
保護者負担額	0円					100,000円	
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	481,200円		381,200円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円			
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満	
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満	

【私立高校生を含んで2人の子どもを扶養する世帯(※3)】

標準授業料：60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円					
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	100,000円	300,000円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	381,200円	181,200円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

通信制

標準授業料：1単位あたり10,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円					230,000円	130,000円	240,000円
保護者負担額	0円							
府・支援補助金	0円	9,400円 376円×25単位	69,550円 2,782円×25単位	129,700円 5,188円×25単位	129,700円 5,188円×25単位		250,000円	
国・就学支援金	250,000円	240,600円	180,450円	10,000円×25単	9,624円×25単位	7,218円×25単位	10,000円×25単	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満		
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満		

※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものであります。

※2 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上507,000円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯で大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

※3 年度末年齢が19歳(高校生は除く)以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限ります。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる高校生および大学等の範囲は下記参照)

<高校生> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の対象となる以下の学校に通う生徒
※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

- ▽ 国公立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
- ▽ 公立専修学校(高等課程)
- ▽ 国公立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
- ▽ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
- ▽ 「調理師法」に基づく調理師養成施設(※)
- ▽ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設(※)
- ▽ 「理容師法」に基づく理容師養成施設(※)
- ▽ 「美容師法」に基づく美容師養成施設(※)
- ▽ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)
(※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学等> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
ただし、国公立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなす

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の方

■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。
その場合、貸付年額を調整することができます。

【 全日制 】

授業料:60万円の場合

奨学資金貸付限度額	403,000円	463,000円	522,000円	582,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	303,000円	362,400円	421,800円	481,200円	481,200円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円		
道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 の合算 (保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【 通信制 】

授業料:1単位あたり10,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円	110,000円	170,000円	230,000円	130,000円	240,000円
保護者負担額	0円	9,400円 376円×25単位	69,550円 2,782円×25単位	129,700円 5,188円×25単位	129,700円 5,188円×25単位	250,000円 10,000円×25単
国・就学支援金	250,000円 10,000円×25単	240,600円 9,624円×25単位	180,450円 7,218円×25単位	120,300円 4,812円×25単位		
道府県民税所得割額及 び 市町村民税所得割額の 合算 (保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

2・3年生の方

別表

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の方

■ 奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。その場合、貸付年額を調整することができます。

全日制

標準授業料：58万円の場合

【私立高校等に通わせている人数が2人以下の世帯】

奨学資金貸付限度額	100,000円			300,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	200,000円	461,200円	580,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	261,200円	118,800円	
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【私立高校等に3人以上通わせている世帯(※1)】

奨学資金貸付限度額	100,000円			200,000円	貸付対象外(※2)	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	100,000円	200,000円	580,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	361,200円	261,200円	
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

(※1) 『私立高校等に3人以上通わせている世帯』とは、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯で、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯を言います。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる私立高校等または大学等の学校の範囲は右記参照)

(※2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上507,000円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯で大阪府授業料支援補助金の交付対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となります。

通信制

授業料：1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円			205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	0円	0円	44,550円	104,700円	104,700円	225,000円
国・就学支援金	225,000円	225,000円	180,450円	4,188円×25単位	4,188円×25単位	9,000円×25単位
	9,000円×25単位	9,000円×25単位	7,218円×25単位	120,300円		
				4,812円×25単位		
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

私立高校等または大学等の学校の範囲

<高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校
※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

- ▽ 私立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
- ▽ 公私立専修学校(高等課程)
- ▽ 国公私立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
- ▽ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
- ▽ 「調理師法」にもとづく調理師養成施設(※)
- ▽ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設(※)

▽ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)
(※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

※ただし、国公私立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、大学等の学生とみなす

2・3年生の方

別表

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の方

■ 奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。
 その場合、貸付年額を調整することができます。

全日制

授業料:40万円の場合

奨学資金貸付限度額	203,000円	263,000円	322,000円	382,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	103,000円	162,400円	221,800円	281,200円	281,200円	400,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円		
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

通信制

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円	100,000円	145,000円	205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円	0円	44,550円 1,782円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	225,000円
国・就学支援金	225,000円 9,000円×25単位	225,000円 9,000円×25単位	180,450円 7,218円×25単位	120,300円 4,812円×25単位		9,000円×25単位
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	257,500円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満